

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年7月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：インド 担当：南アジア部
案件名：南部インフラ開発マスタープラン策定協力準備調査
調査区分：協力プログラム形成

1 契約予定期間：2013年9月上旬～2015年3月下旬

2 参加要件

海外におけるインフラ分野において現地国政府への助言・提言に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月17日から2013年7月19日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月17日から2013年7月22日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年8月2日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 8月中旬

(5) 契約交渉 : 8月下旬

5 業務の目的

(1) 調査の背景

インド国南部カルナタカ州の州都ベンガルールは、インドのシリコンバレーと呼ばれる同国のIT産業の中心地であり、近郊の都市圏を含めた地域は日系企業を含む多くの企業が集まるインド有数の産業拠点として近年急速に発展している。同じく南部タミル・ナド州の州都チェンナイは、東南アジア地域とのシーレーンに位置し、その豊富な労働力や一貫した外資誘致政策等から、自動車産業やエレクトロニクス産業等が集積しており、我が国企業の進出も急増している。

こうしたベンガルール及びチェンナイの近年著しい経済発展を受けて、インド国政府は、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想（DMIC）に続く産業回廊として、インド国南部中核拠点開発構想（ベンガルールとチェンナイを基軸とした周辺地域の経済開発を一体的に進めるもの）を立ち上げた。我が国政府もそれを後押しする観点から、2011年12月の日印共同声明においては両国首脳が“チェンナイ・ベンガルール間の地域におけるインフラ整備の重要性を強調”するとともに、野田総理（当時）からも“同地域の包括的な統合マスタープランの準備に対する財政的・技術的支援を日本が提供する”との意図が伝達されている。

これを受け、2012年6月にはインド国政府より「南部産業回廊インフラ開発プログラム」（以下「本プログラム」）の形成に係る要請が日本政府へ発出されており、インド国政府とJICAは、本プログラムの形成に基づきマスタープランの策定を行う「南部インフラ開発マスタープラン策定協力準備調査」（以下「本調査」）の実施に必要な体制及び調査内容について2013年5月に合意した。

以上の背景のもと、本調査では、対象地域における中・長期的かつ包括的な開発ビジョンを提示し、社会経済開発を促進するための戦略的なマスタープランの策定を行う。また、同マスタープランにおいては社会基盤インフラの基本整備方針を提示し、本プログラムの構成案件として予定されている各インフラセクターの事業と連携のうえ、対象地域における効果的な開発推進と将来の日本政府による支援を想定した将来の協力案件の形成に貢献する。

社会インフラ整備及び政策・制度改善等による経済連携の促進は、JICAの「対インド国別援助実施方針」における重点課題の1つである「経済インフラ整備を通じた持続的経済成長の支援」に該当する分野であり、同分野に対する支援は同国の経済社会指標の改善に大きく貢献する。

(2) 業務の目的

本業務の目的は下記のとおり。

チェンナイ・ベンガルール産業回廊（Chennai Bengaluru Industrial Corridor。以下「CBIC」）地域における包括的地域開発展望計画を策定すること

業務対象地域の産業開発に資する重点開発地域（以下「ノード」）を選定し、少なくとも2つのノードにおけるマスタープラン（以下「MP」）及びMPに基づく開発実施計画の策定をすること

6 業務の範囲及び内容

パートA. 【CBIC全体の包括的地域開発展望計画の策定】

A-1：対象地域の基礎調査及び対象地域の確定

現況把握

他ドナーの支援状況、関連プロジェクトの実施状況、民間セクターによる開発・投資動向

マスタープラン対象地域・境界の特定

地形図データの作成

A-2：産業開発計画

対象地域の産業発展シナリオに係る詳細アセスメント

製造業支援に係る政策環境、付加価値、資源の有効活用、インフラのボトルネック等対象地域の投資環境に係る評価及び比較分析

製造業の政策及び現状に係るギャップ分析及び改善策の提案

潜在的成長分析

土地配分アセスメント

既存及び新規の産業インフラの拡張及び建設・設置に係る地域の特定

A-3：既存インフラ、都市開発状況のレビュー及びボトルネック分析

対象地域における各分野の主要インフラデータベースの構築

各分野における重要な需給ギャップ及びボトルネックの特定

A-4：調査対象地域におけるノードの特定/戦略的環境アセスメント

マクロ/地域レベルの土地適合性評価分析

戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討

ノードの場所の特定に係る要素分析

ノードの場所の提案

A-5：ノードの開発及び開発目標の達成に資するインフラ開発戦略の策定

運輸・物流・工業団地

電力・エネルギー

水管理・上下水道

A-6：ノード開発に係るフェーズ計画の策定

A-7：包括的地域開発計画の策定

パートB.【ノードにおける開発実施計画の策定】

B-1：市場潜在力評価及び産業

経済・地理・投資・産業等に係る市場潜在力評価分析

B-2：開発実施計画の策定に係るセクター別計画の立案及び財務分析

概略及び基本マップの作成

投資地域の概要

ノードのインフラ・ボトルネック評価分析

MP実施に必要な土地のアセスメント

ノードにおけるインフラ計画・管理

資本・設備投資費用及び運営管理費に係るコスト積算

計画実施プロジェクトの概略構築及び財務的持続性評価

B-3：ノードレベルの開発実施計画の策定

B-4：費用対効果アセスメント

B-5：地域産業の振興、労働技術の向上、世界基準のインフラ開発、海外投資の誘致を促進する環境作りのための規制及び実施枠組みに係る提言

より良い実施環境作り、投資環境の改善、海外投資の促進、持続可能な開発のために適した方法及び政策的取り組みの特定

産業およびその他ハード/社会インフラ、住民移転、環境社会配慮、技術開発、人材育成、課税、貨物保管/輸送、官民連携、能力強化等に関する規制及び実施枠組みのアセスメント。

開発実施計画全体ならびに個別案件の推進に係る法規制枠組み及び開発、実施、規制、運営・管理に係る管理体制の考案

既存リソース、土地区画、道路及び鉄道ネットワーク、その他ハード/社会インフラ等に係る空間データベースの構築戦略の立案

7 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

パートA：

インセプション・レポート1（2013年9月上旬）

インテリム・レポート1 2013年12月上旬）

インテリム・レポート2（2014年3月上旬）

パートB：

インセプション・レポート2（2014年4月上旬）

インテリム・レポート4（2014年7月上旬）

ドラフト・ファイナル・レポート（2014年12月上旬）

ファイナル・レポート（2015年3月上旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

1. 総括（評価対象予定者）
2. インフラ総合（制度・財務・金融・実施体制等）1（評価対象予定者）
3. インフラ総合（制度・財務・金融・実施体制等）2（評価対象予定者）
4. 都市計画1 / 土地利用計画1
5. 都市計画1 / 土地利用計画2
6. 産業開発・振興1
7. 産業開発・振興2
8. 社会経済分析 / 経済財務評価
9. 地形図データ更新 / 地理情報（GIS）整備
10. 都市交通 / 公共交通計画
11. 幹線道路・都市間鉄道計画
12. 港湾・物流計画
13. 工業団地計画
14. 廃棄物管理計画
15. 電力計画
16. 新・再生可能エネルギー計画
17. 水資源管理計画
18. 上水道計画
19. 下水道・排水計画
20. 再生水計画
21. 戦略的環境アセスメント / 自然条件調査

9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定
- ・ 外国人材の活用を認める予定
- ・ インド国インフラ分野において現地国政府への助言・提言に係る業務経験を有することが望ましい。
- ・ 2012年11月に予備調査実施済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。